

水戸市立第二中学校いじめ防止基本方針



令和 8 年 7 月 改訂

水 戸 市 立 第 二 中 学 校

目 次

I	いじめ問題に関する基本的な考え方	1
1	はじめに	
2	いじめの定義	
3	いじめに関する基本的認識事項	
4	学校及び職員の責務	
II	いじめ防止対策の組織	2
1	いじめ防止対策委員会の構成員	
2	いじめ防止対策委員会の役割	
3	いじめを発見したら・いじめが疑われる情報を把握したら【関係図】	
III	未然防止の取組	2、3
IV	早期発見の取組	3
V	早期対応の在り方	3、4
1	基本的な考え方	
2	いじめへの対応	
3	いじめの解消	
VI	その他の留意事項	4
1	校内研修の充実	
2	いじめ防止対策計画の作成【別添】	
3	教育相談日等の設定	
4	関係機関等との連携	
5	学校評価の充実	

I いじめに関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなりうる事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての生徒が、いじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめに関する問題は、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対応し、さらにその再発防止に努めなければなりません。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、学校の教育活動全体を通して、温かな人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

本校では、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）第 13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、定期的に見直し、改訂を重ねながら「水戸市立第二中学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

2 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項〕

3 いじめに関する基本的認識事項

いじめに関する問題には、次のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要です。

- いじめは、人権侵害であり、決して許されない行為である。
- いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる。
- いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- 遊びや悪ふざけのように見えることでも、いじめにつながっていることがある。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- いじめは、学校・教職員等・家庭・地域住民等、生徒を取り巻く関係者がいじめ防止や解決に向けた共通の認識を図り、連携して取り組むべき問題である。

4 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習及びその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

II いじめ防止対策の組織

いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、その組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行います。

1 いじめ防止対策委員会の構成員

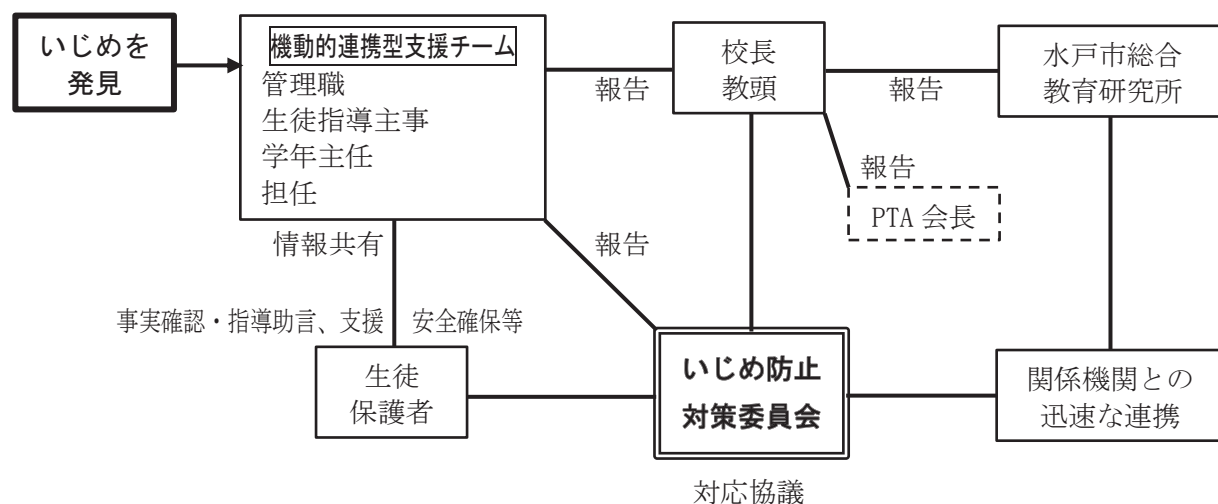
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭が中心となり、必要に応じてスクールカウンセラー（SC）、その他校長が必要と認める者を加えます。

また、いじめが疑われる情報を教職員が入手した際には、管理職、担任、学年主任、生徒指導主事による機動的連携型支援チームを速やかに立ち上げます。

2 いじめ防止対策委員会の役割

- いじめの未然防止、早期発見、情報の共有・早期対応や、いじめ解消・再発防止に向けた対応をする。
- 認知したいじめに対する指導や支援の体制、今後の対応の方針を協議する。また、協議内容を記録し、保管する。
- いじめの事案報告と進捗の確認を行う。
- 状況により、重大事態認定の検討・判断を行う。
- いじめ解消の判断を行う。
- 本校のいじめ防止基本方針が、学校の実態に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- 同様事案の再発防止に向けた取組について検討する。
- 機動的連携型支援チームは、いじめが疑われる情報を入手した際に、速やかに初動対応（情報共有、事実確認、関係生徒・保護者への指導助言、対象生徒の安全確保等）を行う。

3 いじめを発見したら・いじめが疑われる情報を把握したら【関係図】



III 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめを生まない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、温かな人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が規律ある態度で授業や行事において主体的に参加し活動する学校づくりを進めていくことです。全ての生徒の活躍を認め、励ます場面をつくり出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」に努めます。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードにした学年・学級経営を推進し、全ての生徒の集団の一員としての自覚や自信を育みながら、互いを認め合う人間関係・学校風土を醸成していきます。

【未然防止に向けた取組】

- いじめ防止のための啓発活動の実施
 - ・ 道徳教育の充実
 - ・ 「いじめをなくそう人権教室」の実施
 - ・ 「生命（いのち）の安全教育」や「性教育講演会」の実施
- いじめに関する校内研修の計画、実施
- 水戸スタイルの教育「ふれあいプラン」の充実
 - ・ あいさつ運動
 - ・ 「SNSによるいじめに関する講演会」の実施
 - ・ 「いじめ解決フォーラム」の実施
- 学級経営・学年経営の充実
- 学校評価による検証と基本方針の点検

Ⅳ 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期対応・解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係の構築に努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。教職員や大人は、生徒の些細な言動から、変化を敏感に察知し、表情の裏にある心情を感じる感性を高めることが求められます。そのために、日頃から、生徒の変化やSOSを見逃さないよう日々の観察や情報収集を意識して行います。

【早期発見に向けた取組】

- 相談体制の確立（SC、心の教室相談員、その他関係機関への接続）
- 「水戸市ダッシュボード」を活用した「心の健康観察」の実施
- 毎月末のいじめ調査アンケート（生活アンケート）の実施
- オンライン相談窓口「こころの相談フォーム」の設置
- 生活ノート等の記述の確認
- 各種相談窓口の周知（いばらき子どもSNS相談等）
- 教育相談の実施（定期実施の三者面談、随時実施の二者面談等）
- 年2回（7月、2月）の生活習慣アンケート調査
- いじめ防止のための職員研修の実施
- 地域との情報交換（水戸市学校警察連絡協議会、青少年相談員活動等）

Ⅴ 早期対応の在り方

Ⅰ 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有して組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然たる態度で加害生徒を指導します。その際、形式的な謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上や再発防止等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。また、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関と連携し、その対応に当たります。

【早期対応の方針】

- 速やかな対応策の検討、実行
- 加害生徒に対する組織的・継続的な観察、指導等
- 被害生徒やその保護者へのSC等を活用した支援・相談体制の整備
- 必要に応じた関係機関との情報共有
- 保護者との情報共有

2 いじめへの対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り、所轄警察署と相談します。

特に、いじめが重大事態と判断された場合は、設置者の指示に従って必要な対応をします。

段 階	留 意 点
事実把握	・ 正確で偏りのない事実調査 ・ 全体像の把握 ・ 校長、教頭への速やかな情報伝達
方針決定	・ ねらいの明確化 ・ 指導役割の分担 ・ 全職員の共通理解
指導支援	・ 被害者の心情理解 ・ 原因の把握 ・ 加害者の反省 ・ 被害者と加害者の融和
継続支援	・ 正確な経過観察 ・ 再発防止 ・ 当事者、保護者への継続支援

【重大事態への対処】

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を状況に応じて実施し、事実解明及び再発防止に努めます。

- 教育委員会への報告と連携
- 被害とされる生徒及びその保護者に対する支援の徹底
- 加害生徒への指導及びその保護者への助言
- 警察への相談・通報や児童相談所等との連携

3 いじめの解消

次のア、イの両方が認められる場合に、いじめが解消したと判断します。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

VI その他の留意事項

1 校内研修の充実

いじめ不登校等、生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行います。

2 いじめ防止対策計画の作成

学校教育全体を通じて、いじめ防止への様々な取組を体系的・計画的に行うため、いじめ防止等への対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修などについての年間計画を作成します。

3 教育相談日等の設定

教育相談日等を設定し、生徒と向き合う時間を確保します。

4 関係機関等との連携

監督官庁や警察、地域等の関係機関と連携を図り、必要な支援を受けます。

5 学校評価の充実

学校関係者評価の項目にいじめ問題への対応を掲げ、評価・分析を行います。

また、いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校関係者評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価します。